

建設経済常任委員会

平成23年12月7日（水曜日）

建設経済常任委員会

平成23年12月7日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

出席委員（7名）

委員長	滑川公英
委員	高橋利彦
委員	嶋田哲純
委員	宮澤芳雄

副委員長	平野忠作
委員	日下昭治
委員	伊藤保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長	林一哉
----	-----

説明のため出席した者（22名）

副市長	増田雅男
農水産課長	堀江隆夫
都市整備課長	伊藤恒男
水道課長	小長谷博
その他担当職員	14名

商工観光課長 兼国民宿舎 支配人	横山秀喜
建設課長	北村豪輔
下水道課長	増田富雄
農業委員会 事務局 会長	加瀬恭史

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋
主査	榎澤茂

事務局次長	向後嘉弘
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、どうもご苦労さまでございます。

師走に入りまして、不順な天気が続いておりますが、風邪など引かないように、健康で、もう約3週間ですか、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） おはようございます。

委員の皆さん方には、大変ご苦労さまでございます。

本日は、本会議におきまして付託いたしました一般会計の補正予算の1議案についてでありますけれども、どうか十二分なる慎重審査をしていただきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、簡単ですがあいさつとさせていただきます。ひとつよろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） ありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたしますのは、先ほど議長さんのほうからお話がありましたように、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうちの所管事項の1議案でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございます。

○委員長（滑川公英） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

それでは、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、補正予算につきまして、農水産課関係の予算につきまして、若干時間をいただきまして説明をさせていただきます。

予算書のほうの23ページのほうをお開きいただきたいと思います。

23ページの6款農林水産業費、この中を説明させていただきます。

一番下に、3目農業振興費がございます。説明欄にありますように、1つは、この歳出のほうに説明しまして、あわせまして歳入関係も説明させていただくということでご理解いただきたいと思います。

説明欄のところに1、園芸生産利用拡大支援事業の補助金266万9,000円がございします。これにつきましては、実は県の単独補助事業、千葉県で仕組みました事業、これがあります。有用農地の形骸を防ぐために、認定農業者等が耕作放棄地を借り受けて耕作する場合、必要な機械の導入につきまして支援をする。ただ、管理用機械とかでありましてトラクターは除く、そういうことになっております。補助率につきましては0.2ヘクタール、2反歩以上の再生が3分の1以内、5反歩以上の再生が2分の1以内、1町歩以上の再生が3分の2以内、そういう補助率になっています。

今回、市内の株式会社椿の郷という、そういう事業主体が手を挙げまして、プラウあるいはブースプレアを入れたい、そんなことで、県から2分の1の支援をいただくものでございします。耕作放棄地の再生につきましては、約5反歩を予定している、そういうこととございします。全額県の補助金で農業者へ支援をするということとございします。

その下に農業活性化推進事業、ここの補助金が15万6,000円ございします。これにつきましては、先般、生活協同組合ちばコープ、ここから市内の農業、特に花の生産農業者への支援、そういうことで15万6,000円、寄附をいただいております。寄附者の目的に従いまして、花の生産農家への補助金を仕組ませていただきたいというふうに考えております。

花の生産農家、現在、旭市花卉生産者協議会、組織してございします。ここで、暮れに仮設住宅の避難住民の方々に正月用の花を贈りたい、そんなことで事業を考えているということと聞いております。

それではページのほうは、31ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

31ページのほうに、11款災害復旧費がございします。上から説明をさせていただきます。

2目に農業用施設災害復旧費がございします。これにつきましては、説明欄にありますように、工事請負費、災害復旧工事を200万円ほど計上させていただきました。これにつきましては、いいおか荘の前に、実は市有の保安林がございします。あそこが津波をかぶってですね、現在、松が相当枯れてきております。そんなことで、ここの市有の保安林につきましては、実は県がモデル的に今回、保安林整備をやっていただける、そういうことで県との話し合いがつけました。この12月中旬には契約をして、来春に向けて保安林整備をする。一概に全部できませんで、あの保安林の東のほうから今回73メートル、保安林整備をするということとございします。そこの県が植栽をしますけれども、旭市につきましては植わっています枯れた松、こういうものの運搬処理、これを市で実施をするということと200万円計上させていただきました。

あの植栽につきましては土盛りをしまして、土盛りも旭市で発生しました災害の土、発生しました土を使用する、そういうようなことで今回200万円計上をさせていただきました。これはあくまでも枯れた松の運搬処理費ということでご理解いただきたいと思います。順次、今回、73メートル入れまして、西のほうへ県が来年度以降実施をするということになっております。

その下に、負担金補助及び交付金の中に、農業用排水路工事補助金がございます。この補助金1,635万円につきましては内容でございますけれども、市内では4つの土地改良区がございます。この土地改良区が管轄している農業用施設、排水路あるいはパイプラインあるいは農道、そういうものに大きな被害が出たわけでございます。

農林の国庫補助につきましては、災害ですと通常40万円以上のものにつきましては65%という、そういうルールがございます。ただし今回は、大きな災害であったということで増嵩申請等を市で実施をしまして、65%から現時点では96.2%の国からの支援がいただける、そういうことで聞いております。この96.2%で改良区がそれぞれ工事を実施すると。

今回は、96.2%の残りの3.8%、ここにつきまして県が2分の1、1.9%ですか、これを県が追加で支援をすることになっています。この県の2分の1の部分、県の1.9%支援していただきますけれども、市としましてはこれの2分の1、0.95%ですか、この部分につきまして改良区等へ支援をしたいということで今回、事業を実施、補助金を計上させていただいたものでございます。

さらに、市単独としまして40万円未満のものにつきましては、災害事業に該当しませんので、その部分の排水路の新設工事、これは市において単独で50%の補助、あるいはパイプラインの応急補修処理、これにつきましては30%の補助、農地が液状化等でいろいろな計上が整っていない、高い低いができています、そんなことで、農地の整地工事等の補助、これが3分の1、そういう市単独の補助金、そういうものを精査した中で今回1,635万円、これを補正措置をお願いをするものでございます。

その下に、水田除塩事業補助金がございます、313万3,000円。これにつきましては、市内で69町歩ほど、実は塩が入ってきたという、そういう水田が確認されてございます。国の支援をいただきまして10アール当たり4,600円、国からは9割支援いただけるということでございます。10アール当たり4,600円、除塩作業に取り組んだ農業者、あるいはこれから取り組む農業者、そういう方に支援をさせていただくものでございます。

さらにその下に3目水産業用施設災害復旧費、説明欄にありますように、この復旧支援事

業補助金3,575万3,000円がございます。これは、飯岡漁協の施設復旧への支援でございます。市場のモーターあるいはポンプの交換、浄化用レールの、あるいは台車の取り付け修理、あるいはそういう油を送るポンプ、あるいはモーターの交換、電子計量器等の交換、こういうものに対しまして、国から50%、県から20%、合わせまして70%の支援をいただきまして漁業協同組合のほうで工事を実施したいと。残りの30%、これにつきましては、30%ですので半分、15%は漁協の負担、あと残りの15%につきましてはそれぞれ旭市、匝瑳市、横芝光町、ここで船を持っている割合で残りを支援をさせていただく。ちなみに、旭市の負担は約9.0%、こういうものを漁協のほうへ支援をさせていただいて、漁協の施設復旧を図りたい、そういうことでございます。

以上で、農水産課関係の予算につきましての説明を終わります。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは6ページをお願いいたします。

繰越明許費ですけれども、第2表の蛇園南地区流末排水整備事業については、社会資本整備総合交付金事業の増額によりまして、年度内の工事が、完成が見込まれませんので、これによって繰越明許費を設定したものでございます。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（滑川公英） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課所管の補正予算につきまして補足をさせていただきます。

初めに、同じく6ページのほうをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。

8款3項都市計画費、街路整備事業（谷丁場遊正線）でありまして、本年度に施工を予定しておりました橋げたの製作と橋台部までの盛り土工事が、JRとの協議に日数を要したこと、またさらには用地取得に不測の日数を要していることから、年度内の完成が困難となったため関連する事業費の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、飛びまして、補正予算書の25ページをお願いいたします。

下段になりますけれども、8款3項4目公園費でございます。今回の補正は、説明欄1の公園維持管理費でございまして、干潟地区の萬歳自然公園の維持補修費として499万8,000円を計上したものでございます。先の9月定例会の常任委員会におきまして、所管事項で報告をさせていただいておりますけれども、公園内の展望台につきまして、建築後約21年余りが

経過する中、老朽化が目立ち安全性が危惧されたことから、今般保守点検を行ったものでありまして、調査の結果は展望部に設置している花びら部分、これはツバキの花をかたどったものということですが、この接続部分、溶接部分の腐食が著しく、かなり危険な状況、状態にあることが判明をいたしましたので、この際、この部分を撤去することとし、併せて全体の塗装を施すこととしたものでございます。

ちなみに、この花びらは、1枚分で約270キロありますので、5枚分ですと合計1.35トンの重量となっております。

今後の予定であります、議決をいただいた後、直ちに契約事務を進めまして、3月末の季節、桜の季節までには全体の補修工事を完了させたい、このように考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは25ページ、国土調査費の関係でございしますが、この補正の金額は関係ないわけございまして、その根幹の部分をちょっとお尋ねしたいと思います。

それは、この国調というのは、具体的には何を目的にするのか。そういう中で、現在までの実施された区域、それとその進捗状況、それからこの国調は、旭市全部終わるのにはどのぐらいかかるのか、まずその辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今の進捗状況ですけれども、旧干潟地区ですか、干潟町でやった部分に関しては、今年度で大体調査に関してはほぼ終わるような経過でございます。新たにやっております鎌数地区ですか、それに関してはあともう1年、来年、24年、来年度ですか、来年度で一応取りあえず終わる計画でございます。

今後につきましては、旧干潟町のときから引き継いでいる文書によりますと、今のペースでいくと、まず100年ぐらいかかるだろうということですので、今後においてはその、今後、旭市内を全部続けるか続けないかは今後の情勢によっても決めていくような形になるのかなと。

何が目的かという、公図と当然現地が違っているわけですから、それを正すというのが目的なのかなという形で考えております。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦）　そうしますと、これから100年かかるわけですね。それでただ公図を正すというために、結局それだけの金をかける必要があるのかということですね。その辺どういうふうに思いますか。それと同時に、それではただ公図を正すためだけでは、何のメリットもないですね。それらを踏まえた中で、それは行革の対象になっているんですかね。

これは、行革といいますと、ちょっとここでは話違っちゃうんですけれども、ちょっとその辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英）　高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　国調に関しては、来年度でひとまず休止というかひと段落、干潟地区と干潟地区に隣接する鎌数地区が終わりますので、取りあえず委員さん言われたように、これからすぐ続けるということではなくて、残務がまだ少しございますので、それを一度精査しまして、その後、これから続けていくのかやめるのか、こう考えていくというような形で考えておりますけれども。

○委員長（滑川公英）　高橋委員。

○委員（高橋利彦）　旧干潟の場合ですと、この国調は、正式な面積を出した中で、当時は土地の値上がりもありましたので、税収を増やす意見合いがあったわけです。それが今では、その目的もなくなっちゃったわけですね。

そんな中で、果たしてどうするのか。それと同時に、この面ではちょっと、ここの場所ではあれですけども、結局じゃあ旧干潟は、完了した時点で、結局新しい台帳面積によって課税するということであったわけですからね。その課税となれば、この席ではちょっとあれですけども、そういうことを含めて、じゃ今、国調やったところは、ただやりっ放し、公図を直すのみなんですかね。その辺ちょっとお尋ねします。

○委員長（滑川公英）　高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　のみと言いますと、当然終わって何年かすれば、今言われたように税のほうは、それにあわせてという形になると思いますけれども、のみと言われますと、いろいろあるんでしょうけれども、取りあえずは現況と公図、変わっている部分に関しては、正していくという形でやっていると思いますけれども。

○委員長（滑川公英）　高橋委員。

○委員（高橋利彦）　これ進展しちゃうんですけれども、税となりますと、今度不公平感も伴

ってくるわけですね。その辺、今度は副市長としてはどういうお考えになるんですかね。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 確かに高橋委員おっしゃるように、国調をやったところは正しい面積、それで中には増えているところもあるし、恐らく少なくなっているところもあると思います。

現在ちょっと私も不勉強で、誠に申し訳ないんですが、干潟地区においては、新しい国調後で課税しているかどうか、そこまでちょっと把握してないんですよ、申し訳ないんですけども。

いずれにせよ、その辺の不公平感がないように、また県のほうとも、その辺のをちょっと調査させてもらいまして、それで進めていきたいと思いますのでご理解のほうよろしく願いします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 次に、もう1点、それと同じく25ページ、土木費の公園費ですね。これ補正の金額じゃなく萬歳公園ですか、この当初の借り上げた面積ですか、と現在の国調後の面積でどういうふうになっているのか。

そういう中で、結局この借り賃は何を、何をといいますと、当然面積だと思いますが、旧面積でお支払いをしているのか、それとも新面積でお支払いをしているのか、そういう中で、その所有者の税金はどういうふうに、固定資産税ですか。どういうふうになっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず初めに、面積でございます。

当初、昭和63年から賃借をしているわけでございますけれども、当初の面積は4万8,423平方メートルでございます。国調後、これは平成5年7月に実施されておるんですが、これによりまして面積が6万9,551平方メートル、約2万1,000平方メートルほど増えているという状況であります。

それから、賃借料の単価でございますが、当初は平方メートル当たり40円でございます。平成7年4月に50円に改定されております。

この積算根拠ですが、ちょっと私のほうはこの詳しいことは承知はしていないんですけれ

ども、多分に当時の干潟町時代の中で、そういった賃借についての定義があったものと、このように理解しております。

それから、固定資産税の課税についてのご質問がありました。

私もこれ調べてみましたけれども、現時点では台帳面積ということで、旧台帳面積で賦課されている。ただ、地目はすべて原野とかそういった状況でありますので、非常に評価価格としては低いのかなと思いますけれども状況はそういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 結局あれですね、そうしますと、払うのは新しい広くなった面積で払う。

それから、固定資産取るときは旧台帳と。こういう中で、ちょっとそこでギャップがないのか。普通であれば、新しい台帳の面積で払うのであれば、当然その固定資産税だって、新しい台帳面積で取ってしかるべきだと思うんですよね、普通であれば。

それと同時に、当初より土地、借上料を上げたということですが、これだと平米50円でしょう。50円ということは1反歩5万円ですね。5万円ということは、旧干潟町、一番いい田んぼでも今は、俗に米2俵と言うんですよ。ですから2俵2万五・六千円、それでその2万五・六千円借り主は払うんですが、土地改良費、これは地主の負担なんですよ。今1反1万8,000円です。1万8,000円じゃない、8,000円する。そうすると、2万四・五千円で8,000円。1万あれですか、五・六千円ですか、1反ね。それから見ますと、優良農地がそういう賃貸料で、何も利用価値のないといったら語弊あるかもしれない、山林がね、5万円というのはね、やはり高いと思うんですね。

そういう中では、この借り賃も、やはり地域に合った価格ですか、それと同時にこの土地の賃借料ですか、払うのは当然旧面積ですか、それとも固定資産税、その部分だけ上げる、それでないとちょっと理由がつかないと思うんですが、どういうふうに思いますか。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、私も個人的には全くそのとおりだと思います。

それで今後、この公園のほうは継続、現状ではしていかなるを得ないのかなと思っている中ですので、一応ただいまの固定資産税の関係性、それから借地の関係、これはその地主さんのほうと、これ改めて協議のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（滑川公英） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから、萬歳公園は、私は地元の人間として、あの公園行く人は案外少ないんですよね。そういう中で、市はどのぐらい今あそこを利用している人がいるのか、そういう中で、当然この行革の対象になると思うんですよ、費用対効果の中で。この辺どういうふうに考えているのか、今後。

○委員長（滑川公英） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 利用者の状況でございますけれども、基本的にはカウントする手段がございませんので、人数等については承知はしておりません。

ただ、私もたびたび行くわけですが、そこでやはりご老人のご夫婦の方々が散歩をされて、そこで休憩をされて体操して展望台で、それで帰るというふうなことは何度かお会いしております。

今後でありますけれども、基本的には先ほど副市長からも申し上げましたけれども、現状の契約がまだ、当初は昭和63年、20年契約でございましたので、19年に再契約をしているという状況ありますので、ですから、基本的には民法上でいけば、契約が今、既に成立しておるわけありますので、今後につきましても、またその辺については十分に検討させていただきたいと思います。

それから、今後につきましては、基本的には行革という部分、話がございましたけれども、これらにつきましては20数年、開設以来たっているという状況の中で、地元のご意見等もありましようと思いますので、今後しっかりと検討していきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（滑川公英） ほかに質疑ありませんか。

日下委員。

○委員（日下昭治） ちょっと確認、質疑というより確認ちょっとさせていただきたいのと、私、ちょっと理解が間違っではしょうがないなと思って、分かれば修正しますけれども、繰越明許費のほう2点ございますよね。これは、いろいろな遅れは分かりますけれども、22年度から繰り越したものが延びるのか、それか23年度分がもう既にこの時点で繰越明許されなければならないのか、その点簡単にお願いしたいと思います。

それと、23ページですね。農業振興費の中で、これ補助金として2点出ますよね、園芸生

産利用拡大支援事業と農業活性化推進事業、これらの、これは補助金としてこれ出ている、県から当然、これ来るものすべて流すということでしょうけれども、寄附金は違いますけれどもね、事業費等が、ほかにこれもっとあるのかなと思いますけれども、その辺少しできれば補足していただければと思います。

○委員長（滑川公英） 日下委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 繰越明許費のご質問にお答えいたします。

昨年度も繰越明許をしてございます。これは都市整備課も建設課も両方出しておりますけれども。

基本的には、繰越明許の予算というのは、再度繰り越すということはできないというのが財政法の中にありますので、基本的に今回計上させていただいたのはすべて23年度予算を計上しております。ですから、22年度で繰り越したものは23年度中に処理をすると、そういったことでございます。

以上です。

○委員長（滑川公英） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、23ページの、今、日下委員のほうからありました事業費もあるかということで、県の事業ですので、実は県は、最終的には、農業者へ市町村が補助をした場合に市町村に補助をする、そういう書き方をしています。

現在、この遊休農地を活用して機械を入れる、この事業につきましては、県のほうで若干まだ余裕があるよと、ぜひ手を挙げてやっていただきたい。もしそういう、やりたいという農業者の方がいましたらば、耕作放棄地を、これを整備する、これが前提でございます。この冬いろいろできるのかな、そんなことで、県のほうとも、そういう方がいたらつなぎをして、また再度必要であれば3月補正に計上したい、そういうふうに考えています。

事業費は余裕があるところでご理解いただきたいと思います。

（発言する人あり）

○農水産課長（堀江隆夫） 寄附金のほうにつきましては、これは先ほど言いました生活協同組合から15万6,000円いただいたものを、生活協同組合が、趣旨が花の農家へぜひ支援をしたい、そんなことでこれだけです。

（発言する人あり）

○委員長（滑川公英） 日下委員。

○委員（日下昭治）　じゃ、ということは繰越明許費を、もう既に、この時点で、今年度末には終了できないということの中で、前提で、こういう形になる。私は、できなければ、いっぱいやって、ちょっと個人的に、精いっぱいこれ努力してやりましたけれども遅れたからとして年度末に繰り越しするのかなというのが通常かなと思いましたが、もう既に、これはどうしようもないよということを前提としているということですね。分かりました。

それで、ちょっと農水産課長、それではね、枠があるんじゃないかって、事業費すべてが補助金としてなるのか、あるいはこの260何万円ですか、それは、補助金としては一部であって総事業費は幾らになるのか、それちょっと分かればお願いいたします。

○委員長（滑川公英）　農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫）　すみません。ちょっと適切な答弁できなくて。全体の事業費は533万8,520円でございます。その2分の1が今回補助金、そういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（滑川公英）　そのほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（滑川公英）　特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（滑川公英）　これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（滑川公英）　全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（滑川公英） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、お手元にあります資料にのっとりまして、若干時間いただきまして説明させていただきます。

これは東京電力の例の原発事故の損害補償の関係でございます。

東京電力では、今、農業者への補償というようなことで取り組んでいただいております。

こういう資料、分厚い資料が、農業者ごとに、請求があれば彼らが渡すという。ただこれは、市から農業者の方に渡すのではなくて、これを請求した方は必ず番号を打たれる、俗に言う背番号ですね。同じ方が2通とらないようにと、2つ、2件同じように請求しないように、そういう配慮だと思います。

ただ、若干東京電力のほうにはつながりますので、必要な方は農水産課のほうにということでもよろしくお願ひしたいと。

その中の資料が、きょうお配りしました資料、中段に対象となる損害ということで、①、②、③、④。①は、逸失利益ということで、これは原発事故におけます、当然得られて、得られるであろう、その利益、これを東電が補償しますよ、②は廃棄処分の費用、それと3番目は検査費用、あるいは4番目は追加的費用、こういうものを補償するという、これが大前提でございます。

この資料、ずっとめくっていただきまして、このほかに、実は5ページのところに風評被害ということで出ております。

この風評被害につきましては、いろいろJA等との、JAさんが上のほうにいろいろな陳情活動等していただきまして、千葉県、この旭市、多古町、香取市、ここだけだと思ったんですけども、千葉県全体も原発の風評被害の対象地域ということになっております。

なかなか前年までのいろいろな野菜の単価を、いろいろ見られない方、どれだけ風評被害

で利益を失ったか、これを分らない方については、ここにありますように、5 ページはこういう分類を、野菜類 1、2、3 とかいろいろやっております。

この分類ごとに、最後の 6 ページの資料あります。例えば千葉県ですと、野菜の根菜類は 4 月ですと 26%、これは下がったよと、そういうような形でございます。もし計算できない方は、単純にこの率を掛けていただければいいですよ、そういうことでございます。

どちらか、26 よりももっと下がっている方は、自分で計算した数字を出せばいいわけですが、簡単にこのパーセントを掛けていただいてもいい、こういう資料が東電から出ているということでご記憶いただければと思います。

さらに、11 月末におけます今までの市内の請求状況、J R グループでは、5 回ほど現在まで請求をしております。実測、廃棄処分した分とか出荷できなかった分、あるいは風評被害も含めまして現在まで 10 億 4,200 万円、請求をしているところでございます。この中には、J A が廃棄処分した分、そういうものも含まれております。約 8,000 万円ですか。

そういうようなことで、現在まで J A グループにつきましては、仮払いということで、J A の分も合わせまして 3 億 3,700 万円、全体的には 32% になりますけれども、こういう金額が仮払いされているということで聞いております。

それと、J A に入っていない農業者の方、この方々が問題なわけですが、これにつきましては、農水産課のほうで事務局を持ちまして、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会、こういうものを組織しまして現在まで 3 回ほど請求をしております。請求金額は約 2,000 万円、これにつきましては、なるべく年内にということで東電には話をしてございます。これが野菜の関係。

肉牛の関係につきましては、市内で 15 戸の農家が現在申請をしております。約 5,700 万円、千葉県全体では 4 億 4,700 万円と聞いておりますけれども、これはまだ仮払いされておられません。

水産関係につきましては、請求額が 3 億円ちょっとということで聞いております。190 件、請求をしたわけですが、現在まで仮払いされているのは 1,900 万円というところで 6 件。どうしても水産関係は、巻き網船のみ、ここが 3 月に 5 日間休業しました。この部分にしかまだ払われていない、そういうようなことでございます。

いずれにしても、これから実損を受けた農業者への適切な指導に努めてまいりたいというふうに考えています。

農水産課からは以上でございます。

○委員長（滑川公英） 所管事項の報告ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（滑川公英） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（滑川公英） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時39分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑 川 公 英